

みやだのみかた

第7号

2012年 2月10日発行

宮田村をもっと元気にする会(代表:天野 早人)

〒399-4301 長野県上伊那郡宮田村3250番地

電話 0265-85-2017 FAX 0265-98-7750

http://www.miyadajin.com/

miyadajin@gmail.com

目次

・ 巻頭言	1
・ 特集 地方自治法の改正と総合計画	2
・ 特集 土地開発公社の経営健全化	3
・ 注目の話題	5
・ 数字で見る宮田村	8
・ 主な活動と議員報酬、編集雑記	10

巻頭言 これから先の10年

国の借金が、2011年度末に1,000兆円を突破すると推計されています。長期にわたる経済の停滞や少子高齢化の進行に加え、東日本大震災の影響も深刻です。いまや、社会保障の分野までもが見直しの対象となる事態になっています。また、これまで整備された道路や橋などのインフラの維持更新に、今後50年間で330兆円が必要になるとの研究者の試算もあり、将来世代への負担の先送りが増え続けていく状況です。

ほかの地方自治体と同様、宮田村にも借金があります。村の借金残高は、2010年度決算数値で39億6,264万5千円です。これは村の1年分の予算に相当する金額で、住民一人あたりにすると42万

7,101円となります。経年的には減少傾向にありますが、本誌で触れているとおり、宮田観光開発株式会社や宮田村土地開発公社の問題など、財政上の課題が横たわっています。

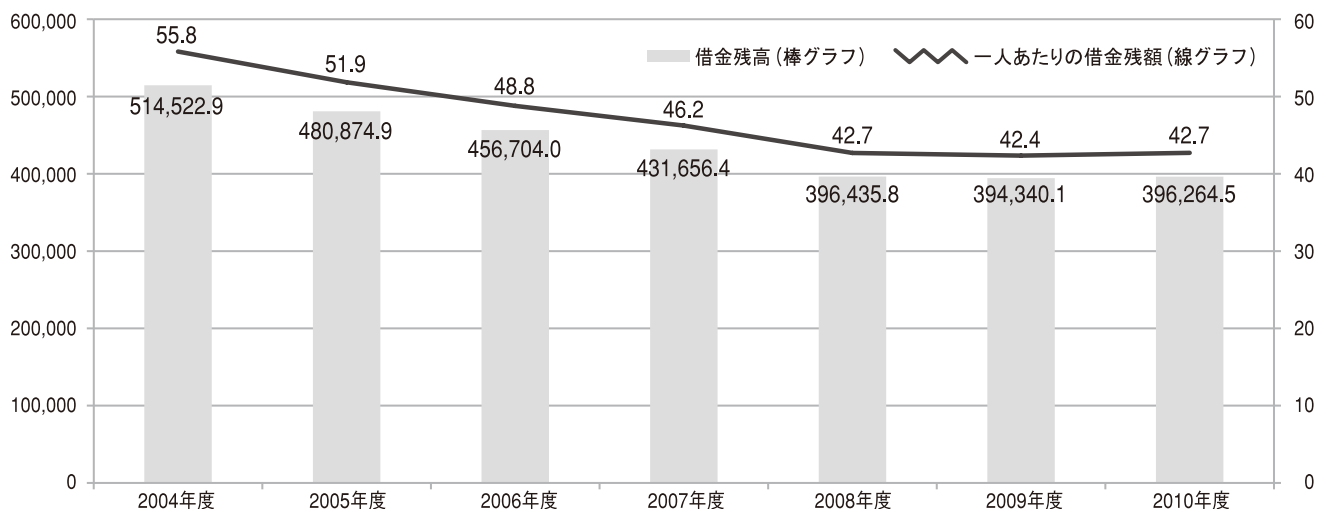
これから先の10年は、拡大・膨張の路線ではなく、守るべきところは守り、変えるべきところは変えるという姿勢で、縮小社会に対応した持続可能な地域社会へ転換していかなければなりません。しかしそれは、住民の皆さまの協力なくして実現することはできません。その基礎となるのは、住民の皆さまへの説明責任をきちんと果たし、村政運営の透明性を一層高めていくことであると、わたくしは考えています。



宮田村議会議員 天野 早人

宮田村の借金残高の推移

単位: 万円



項目	年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
借金残高		5,145,229,000円	4,808,749,000円	4,567,040,000円	4,316,564,000円	3,964,358,000円	3,943,401,000円	3,962,645,000円
一人あたりの借金残高		558,233円	518,519円	487,984円	462,456円	427,056円	423,566円	427,101円

「みやだのみかた」第1号から第7号まで、宮田村のさまざまな課題を取り上げてきました。若干の残部がございますので、ご希望の方は、お問い合わせください。なお、インターネットでは誤記を訂正したものもあわせてご覧いただけます。http://www.miyadajin.com/

特集 地方自治法の改正と総合計画

2011年12月 第4回宮田村議会定例会本会議
における天野早人の一般質問から

〈はじめに〉

2011年8月1日、地方自治法の一部を改正する法律が施行されました。その改正の一つとして、基本構想の策定を定めた旧地方自治法の第2条第4項が削除されました。基本構想とは、いわゆる「総合計画」の一つで、基本計画や実施計画とあわせ、自治体のもっとも重要な計画として、これまで位置づけられていたものです。

宮田村では2011年度から第5次総合計画がスタートしたばかりですが、法的な裏付けのなくなった同計画は、宮田村にとってどんな意味があるのか、他にたくさんつくった計画と何が違うのか、はっきりさせておかねばなりません。

そのためには、自治基本条例をつくって総合計画を定義したり、総合計画のみを定義する条例をつくったりする必要があるのではないかと考えます。

削除された旧地方自治法第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

■ 質疑・答弁の要点

2011年12月8日の一般質問で、わたくしはこの問題を取り上げました。

●質疑[地方自治法の改正により、基本構想を定める条項が削除されたことをどのようにとらえているか]

○答弁(村長)[今回の改正で、予算決算の報告義務などとともに、基本構想策定の義務づけが撤廃された。法律による義務づけから住民による意思決定へと地方自治の本旨にそった改正と評価するとともに、住民自治の一層の推進をしなければならないと、このことを重く受け止めている。]

●質疑[宮田村として、村長として、総合計画はどのようなものか]

○答弁(村長)[現代社会にそった、また村民がめざす、ある意味での目標的なビジョンと考える。]

●質疑[議会の議決もいらなくなったが、総合計画の策定や評価に関し、議会との関係についてどう考えるか]

○答弁(村長)[総合計画の進捗状況は、むらづくり委員会に評価いただくが、その結果の報告は村民にも議会にも示しながらチェックしていかなければならないと思う。報告ばかりでなく意見も求めていきたいと考える。]

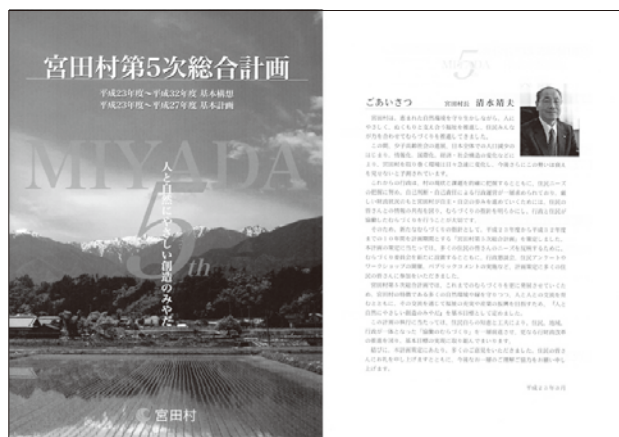
●質疑[宮田村として、総合計画の位置づけを体系的に明確にするため、自治基本条例などで総合計画を定義する必要があるのではないか]

○答弁(村長)[地方自治法では、作成の義務づけはなくなったが、基本計画のような将来計画は必要と考えている。今後、どのような規定によって作成するのか、また計画の位置づけについても検討していく必要があると思う。]

○答弁(副村長)[基本条例をつくるのか、そのあたりも議会に諮りながら議論を深め、第5次総合計画の前期計画が終わる、後期をつくる段階の中で、検討を進めればいいのかという思いでいる。]

〈おわりに〉

総合計画を村づくりの羅針盤とするのなら、次の改定作業の際には、中身の議論に時間が割けるようにしておかねばなりません。この計画の基本的な位置づけについては、今から十分に研究し練っておくべきです。



特集 土地開発公社の経営健全化

2011年12月 第4回宮田村議会定例会本会議
における天野早人の一般質問から

〈はじめに〉

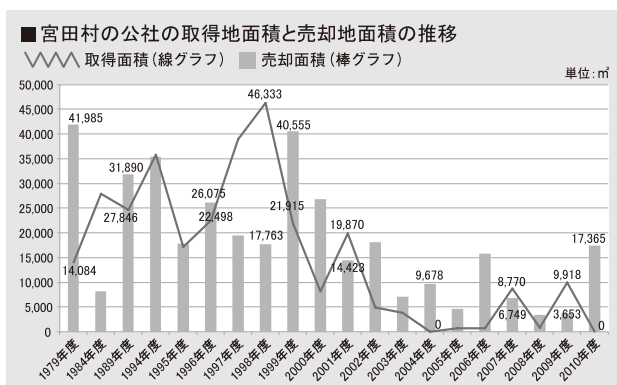
自治体の土地開発公社(以下、公社と記す)は、1,539公社(1999年)から959公社(2010年)に減少しています。最近では、近隣自治体でも公社の解散を検討することが報道されました。国が公社などの抜本的な改革に対し、期限付きで「第三セクター等改革推進債」という制度をつくって支援していることがその理由の一つです。

宮田村では、「公有地の拡大の推進に関する法律(以下、公拡法と記す)」に基づき、1974年に宮田村土地開発公社を設立しています。

1972年に施行された公拡法の目的は、地価高騰で公有地の取得が難しくなる中で、公社が自治体に代わって公有地を先行取得するということにありました。その意味においては、公社の存在意義はすでにないと考えられます。

〈好況下での成果とその後の落ち込み〉

1974年度当時、宮田村の公社の保有地は約26万3千㎡でした。1990年代までの売却面積は、平均で年2万6千㎡ほど、売却金額は平均で年3.1億円ほどになり、工業団地や宅地の造成に大きな役割を果たしています。しかし、1990年代後半からは、売却の面積も金額も右肩下がりの傾向で、2000年代の売却面積は平均で年1万1千㎡ほど、売却金額は平均で年1.7億円ほどまで落ち込んでいます。

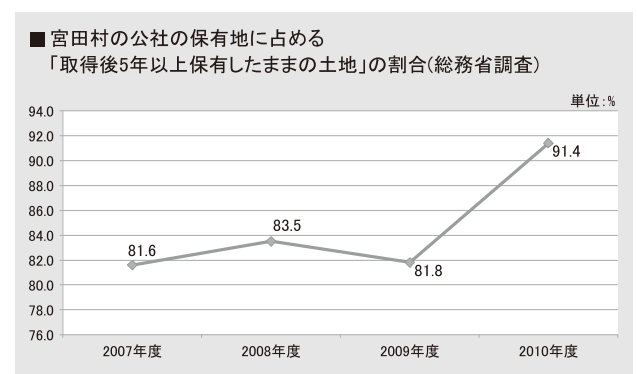


〈減少しない長期保有地の問題〉

2010年度決算では、保有地は27ヶ所で合計面積は4万1,701㎡です。1970年代から1980年代に取得したまま処分できていない土地が7ヶ所で合計1万2,116㎡あり、農地も含まれています。なお、総務省の調査では2009年度末の時点で、宮田

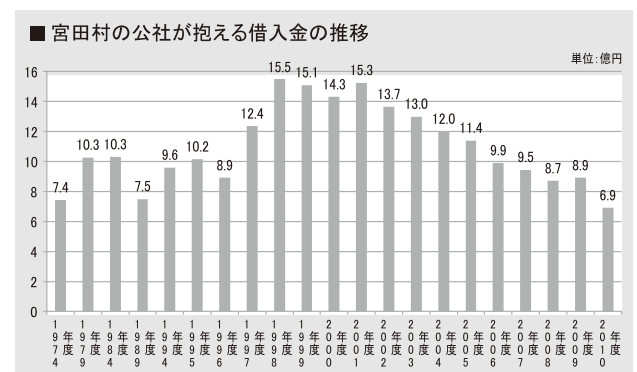
村の公社の土地保有額の81.8%が、5年以上の長期にわたって保有されたままであるとの結果が出ています。

宮田村第5次総合計画には「年次購入計画を立て、計画的な用地の買い戻しを進める」とありますが、具体的な計画はありません。どういう戦略で、いつまでに処分するのか、その道筋を明確にする必要があります。



〈借入金の返済状況〉

公社が抱えている借入金は、2010年度決算時で6億9千万円にのぼります。1990年代後半に大幅に増加し、その後は減少傾向です。しかしながら、買い手が見つからない長期の保有地が多数残っていることから、これから先の削減は容易なことではありません。今後、土地の時価が簿価を下回る状況が続けば、借入金の返済は一層厳しくなる可能性もあります。



〈民間主導型の宅地開発を探索する必要性〉

最近、東保育所に造成した宅地などは、近年、新たに購入した土地であり、長期保有地の減少にはつながっていません。

全国には、民間業者の宅地造成事業に対して交付金を助成する制度をつくっている自治体もあります。もちろん、村は土地利用計画に沿う形で、

民間業者を厳格に指導していかなければなりません。民間のできることは民間にまかせ、行政はソフト面での魅力向上に、もっと力を入れるべきではないかと考えます。

〈虫食い状の農地の解消に汗をかく必要性〉

公拡法には、「都市の健全な発展と秩序ある整備を促進」や「地域の秩序ある整備」が掲げられています。ところが現状は、都市計画用途地域や住居系地域を宅地化しているというより、農業振興地域を含めて売ってもらえるところから宅地化している状況です。

村と公社が一緒に造成するのであれば、長期的なむらづくりの視点に立って、虫食い状態の農地を解消したり、市街地が無秩序に拡大するのを抑制したりすることに、もっと積極的に汗をかく必要があるのではないのでしょうか。

■ 質疑・答弁の要点

2011年12月8日の一般質問で、わたくしはこの問題を取り上げました。

●質疑[公社の果たしてきた役割をどのように評価しているか。今日的な問題点は何か]

○答弁(村長)[公社が果たしてきた役割は、村にとっては欠かせない結果と評価している。しかし、時代の変化とともに事業計画の変更や先送り、代替地希望者の減少などが起因し、長期保有につながっている。地価下落で、長期保有用地の実勢価格と簿価との乖離が問題点として認識している。保有用地のうち、公共用地など、村が将来的に責任を持たなければならない用地にともなう借入金将来負担比率を押し上げていることも課題。]

●質疑[公社の借入金を減らすために、村の指導力をどのように発揮していくのか]

○答弁(村長)[村で不要な用地は積極的に一般に売却してきたし、今後も積極的な関わりをもって売却していきたい。村で必要な用地については、財政指標を見極めながら積極的な買収には努めていきたい。]

●質疑[土地を処分する具体的な計画があるのならば、明らかにしてほしい。いつまでにどういう形で処分していくのか、中長期の計画を立てる必要があるのではないか]

○答弁(副村長)[自分の想いとして答弁するが、できるだけ財政を圧迫しないような形での長期の返済等々をしていかななくてはならないと認識している。三セク推進債等の部分も公社の負債についても対応できる部分があるが、結論が出ていない部分もあるが、観光開発からの負債整理という方向も含めるとダブルではなかなか難しい。長期的な計画として土地開発公社が持っている債務についてどうするか、返済できるのかという形での長期的な計画も今後つくりたい。]

●質疑[公社を保持しつづける必然性は、なくなりつつあるのではないか]

○答弁(村長)[公共用地および代替地等の先行取得の必要性がなくなりつつあることは間違いなが、国道バイパスの用地を公社が代行取得をしている自治体もあると聞くし、宅地造成事業は実績からも必要性があると考え。議員の質問内容も参考に、今後、研究、検討を行っていきたい。]

〈おわりに〉

地価高騰は過去の話であり、村が公社をとおして公有地を取得する必要性はなくなっています。土地が必要な時は、その都度、村が直接購入すればよい話です。抜本的な対応策を持ちあわせておらず、はっきりした見通しのない公社を保持し続ける必然性もないはずです。財政状況の立て直しに向けて、公社の問題に早く対応するように求めていきたいと思います。



宮田村土地開発公社が保有する土地の一つ

注目の話題

「宮田村政に関するアンケート」の結果報告

〈はじめに〉

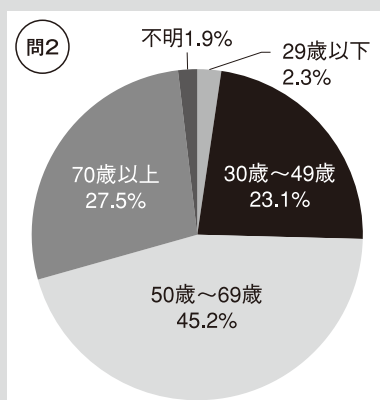
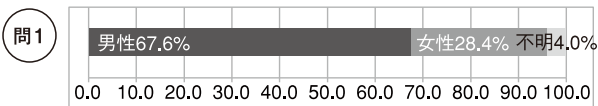
2011年12月末から2012年1月15日にかけて、1期目の議員(城倉栄治、宮井訓、天野早人)で、宮田村政に関するアンケートを実施しました。まもなく任期が終わることから、村や議会のこれまでの振り返るとともに、これから先を考える参考材料にするためのものです。

1,500枚をポスティングで配布し、料金受取人払郵便で429枚の返送がありました。回収率は28.6%です。皆さまのご理解とご協力に心から感謝申し上げます。この結果を議員それぞれの立場で、今後の活動に反映させたいと考えています。

結果の概要をご紹介しますが、紙面の都合で一部割愛しています。結果の詳細や調査票をインターネットで公開しておりますが、印刷物もご用意いたしましたので、お気軽にお申し付けください。<http://www.miyadajin.com/>

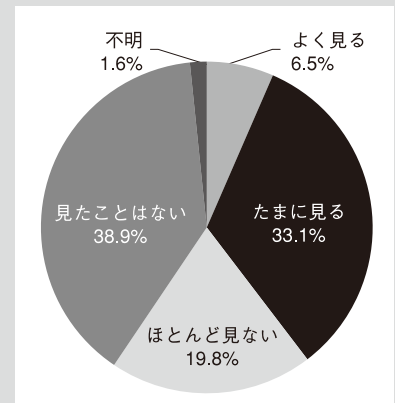
問1・問2「回答者の性別と年齢」

回答者の性別は、男性が67.6%、女性が28.4%で、女性からの回答が少ない結果となりました。回答者の年齢は、「50歳～69歳」が45.2%でもっとも多く、それに「70歳以上」が27.5%、「30歳～49歳」が23.1%で続いています。「29歳以下」は2.3%にとどまりました。



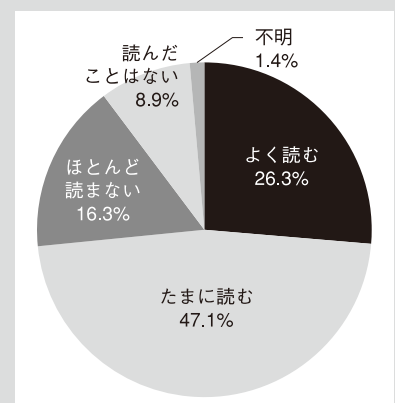
問3「村議会ケーブルテレビ中継の視聴度」

「見たことはない」が38.9%でもっとも多い結果となりました。次に「たまに見る」の33.1%、「ほとんど見ない」が19.8%が続いています。「よく見る」は6.5%でした。



問4「村議会だよりの浸透度」

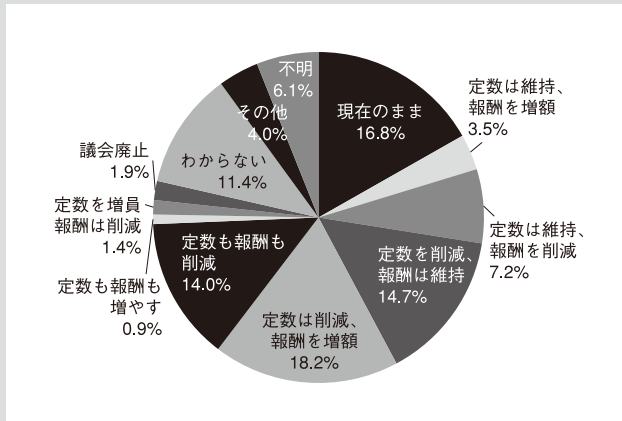
「たまに読む」が47.1%でもっとも多く、「よく読む」が26.3%でつづいています。「ほとんど読まない」は16.3%、「読んだことはない」が8.9%でした。



問5「議員の定数と報酬のあるべき姿」

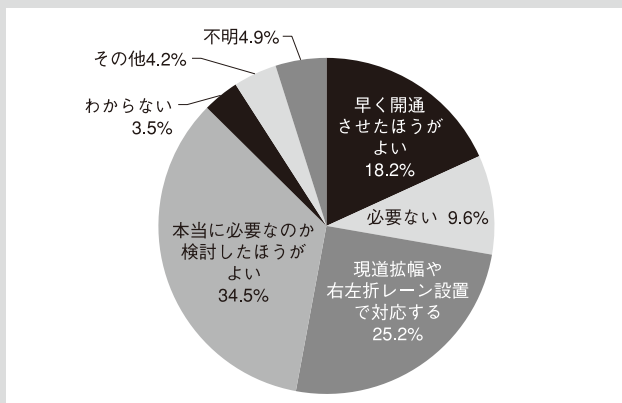
もっとも多かったのは「定数は削減、報酬を増額」の18.2%でした。それに「現在のまま」が16.8%、「定数を削減、報酬は維持」が14.7%、「定数も報酬も削減」が14.0%でつづいています。

その一方で、「定数は維持、報酬を削減」は7.2%、「定数は維持、報酬を増額」は3.5%、「議会廃止」は1.9%、「定数を増員、報酬は削減」が1.4%、「定数も報酬も増やす」は0.9%で、それぞれ少数にとどまっています。なお、「わからない」は11.4%でした。その他として、議員の定数や報酬の現状がわからないというご意見などが寄せられています。



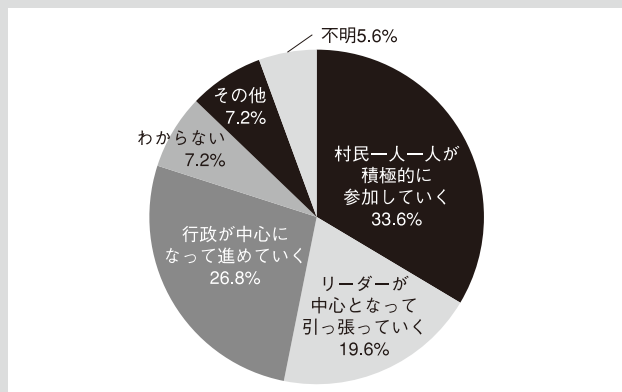
問6 「国道153号バイパスの整備」

「本当に必要なのか検討したほうがよい」が34.5%で最も多く、それに「現道拡幅や右左折レーン設置で対応する」が25.2%でつづいています。「早く開通させたほうがよい」は18.2%、「必要ない」は9.6%でした。



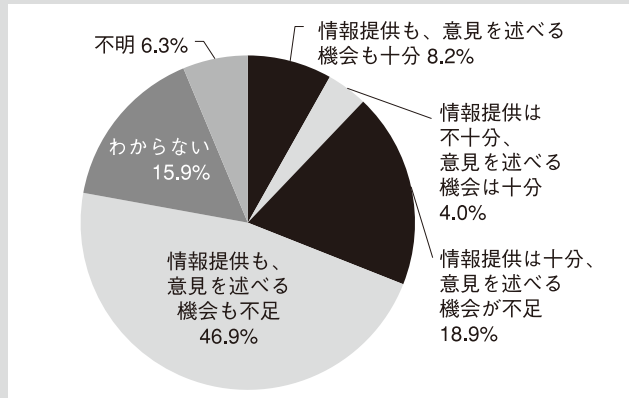
問7 「村づくりの進め方」

もっとも多いのは「村民一人一人が積極的に参加していく」の33.6%で、次に「行政が中心になって進めていく」が26.8%、「リーダーが中心となって引っ張っていく」が19.6%でつづいています。



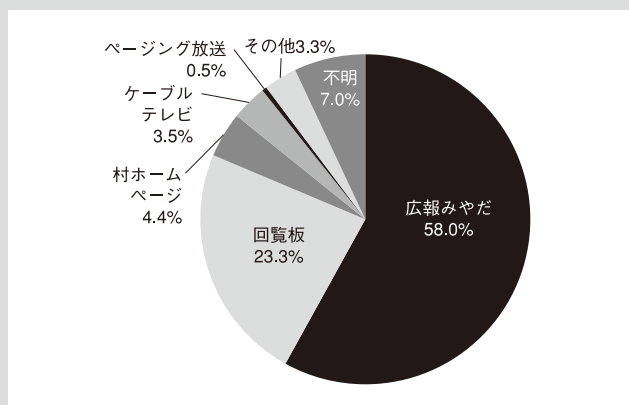
問9 「村と村民の情報の共有」

もっとも多いのは「情報提供も、意見を述べる機会も不足」の46.9%で、次に「情報提供は十分、意見を述べる機会が不足」が18.9%、「わからない」が15.9%でつづいています。「情報提供も、意見を述べる機会も十分」は8.2%にとどまりました。



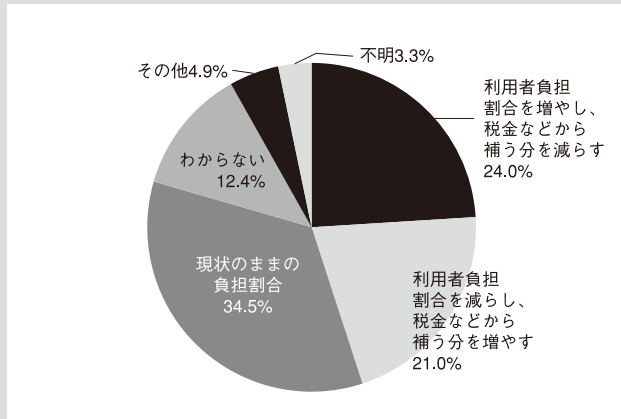
問10 「行政の情報を得るためにもっとも活用している手段」

「広報みやだ」が58.0%で過半数を占め、次に「回覧板」が23.3%で多くなっています。「村ホームページ」は4.4%、「ケーブルテレビ」は3.5%、「ページング放送」は0.5%にとどまりました。その他の意見として、新聞や議員が個人的に発行している情報誌などがあげられています。



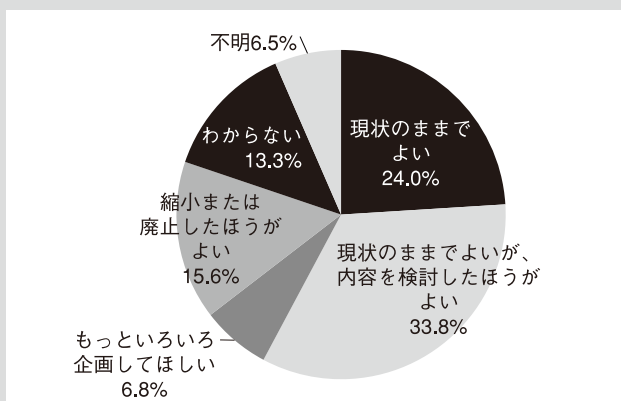
問11 「公共料金の負担割合」

「現状のままの負担割合」が34.5%で、もっとも多くなっています。それに「利用者負担割合を増やし、税金などから補う分を減らす」が24.0%、「利用者負担割合を減らし、税金などから補う分を増やす」が21.0%でつづいています。「わからない」は12.4%でした。



問16 「公民館活動の今後」

もっとも多いのは「現状のままでよいが、内容を検討したほうがよい」の33.8%で、次に「現状のままでよい」が24.0%、「縮小または廃止したほうがよい」が15.6%でつづいています。「縮小または廃止したほうがよい」と回答された方が具体例としてあげたものを見ると、スポーツ大会や運動会が多数を占めています。



問17 「子育て支援全般について」

自由記述の設問です。保育園、小学校、中学校など、子育て支援全般について多くの意見をいただきました。特に、中央保育園の廃止に関するご意見が多くあがっています。

<おわりに>

特徴的な結果の設問について、考察しておきたいと思います。

問4の議会だよりの浸透度を見ると、「たまに読む」と「よく読む」の合計が73.4%になり、多くの方に読んでいただけているようです。議会だよりを行政が発行する「広報みやだ」から分離発行

するようになって1年が経過しようとしています。今後も紙面の充実を図ることで、さらに読んでいただけるように努めていかなければならないと思います。

問5の議員定数と議員報酬については、第1位が「定数は削減、報酬を増額」、第2位が「現在のまま」、第3位が「定数を削減、報酬は維持」、第4位が「定数も報酬も削減」で、この四つを合わせると過半数を超えます。地方自治体の課題は年々複雑化しており、議員の責務は増大しています。議会として、民意をしっかりと捉える機会をつくり、よりよい方向性を探求していくことができるように、問題提起をしていきたいと考えています。

問6の国道153号バイパスについては、村の将来に大きな影響を及ぼす問題でありながら、関連する情報の提供不足が心配されます。宮田村の国道153号の交通量は減少しており、その必要性について十分な調査研究と説明責任を求めるとともに、住民の意志を確認する機会を設けるように努めていきたいと思います。

問17の子育て支援全般については、やはり中央保育園の廃止に関し、疑問の声を多数頂戴しました。私的諮問機関に諮っておきながら、そこでの答申とまったく異なる方針を打ち出したり、説明が二転三転したりしたことは、「協働の村づくり」のあるべき姿とは相容れないものです。わたくしは中央保育園の廃止に反対していた立場であり、本当に残念でありませんが、今後よりよい子育て環境を整備していけるように、努めていきたいと思っています。

そういう視点から、問9の村と村民の情報の共有を見ると、「情報提供も、意見を述べる機会も不足」が回答の半分近くあり、大きな課題の一つであるといえます。意見を聞くだけの協働や、行政に都合のよいだけの協働にならぬように、努めていかなければなりません。このことは、行政だけではなく議会にもあてはまる問題です。

今回のアンケートからは、多くの示唆を得ることができました。ご協力ありがとうございました。

数字で見る宮田村 将来負担比率

〈はじめに〉

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率が公表されることになりました。同法の施行は2008年で、毎年、前年度の決算数値を使って計算されます。

①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、という四つの指標で財政の健全度を見ることができますが、今回取り上げるのは「将来負担比率」です。

将来負担比率とは、村のすべての会計に加え、参加している一部事務組合や広域連合、さらには第三セクターまで広く網羅して計算するもので、村が将来負担すべき実質的な負債の割合が、1年間に自由に使えるお金のどれくらいの割合あるのかを表わしています。

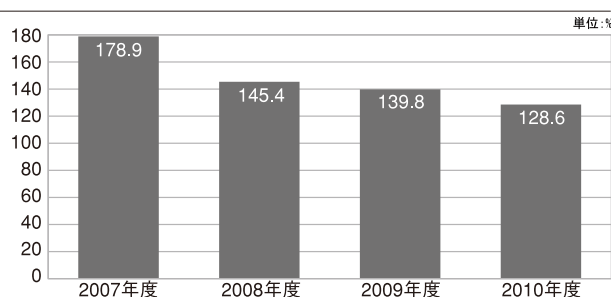
〈将来負担比率の目安〉

市町村の場合、将来負担比率については350%以上になると「早期健全化団体」に指定され、財政健全化に取り組むことになります。それ以上に悪化すると「財政再生団体」に指定され、国の管理下で行財政運営をしなければなりません。ちなみに、全国的に話題になった北海道夕張市の将来負担比率は、2010年度決算で922.5%です。

〈近年の漸減傾向と今後の可能性〉

宮田村の将来負担比率は、2010年度決算で128.6%でした。経年的に見ると漸減傾向にあり、2007年度と2010年度を比較すると50.3%ほど削減できたこととなります。しかしながら、上伊那地方の中で比較すると、3番目に高い数値です。また、これから先、東保育園の増改築事業などによって上昇局面に転じる可能性が高くなっています。

宮田村の将来負担比率の推移



上伊那地方市町村の将来負担比率

市町村名	2007年度(A)	2010年度(B)	増減(B-A)
伊那市	114.2%	125.8%	11.6%
駒ヶ根市	193.5%	167.7%	-25.8%
宮田村	178.9%	128.6%	-50.3%
箕輪町	122.0%	88.7%	-33.3%
飯島町	105.7%	73.9%	-31.8%
辰野町	102.9%	49.7%	-53.2%
南箕輪村	52.2%	18.8%	-33.4%
中川村	67.6%	11.3%	-56.3%
平均	117.1%	83.1%	-34.1%

〈将来負担比率の分解図〉

宮田村の将来負担比率の計算式を分解すると、右図のようになります。なお、すべて書ききれない項目は、「例」として金額が大きなものを中心に紹介しています。

たとえば、将来負担額の地方債の現在高は約39億6千万円で、特に、下水道事業会計への繰入金、道路改良や村民会館、村営住宅や西保育園の建設など、過去の大規模投資に関する借金が目立ちます。

その他に、設立した法人の借金などの負担見込額を見ると約4億3千万円で、宮田村土地開発公社、宮田観光開発株式会社、ケーブルテレビに関するものがあります。単純計算すると、この3社の借金がなくなるだけで、将来負担比率を18.6%ほど下げることができます。

もちろん、大規模な新規事業に取り組めば、健全化判断比率を悪化させることになります。また、将来世代に回す借金の負担を少しでも減らすため、一定期間、健全化判断比率が悪化することもあります。たとえば、宮田観光開発株式会社の借入金の返済処理にともない、一時的に数値が悪化することが考えられています。

〈おわりに〉

国の財政状況の先行きが不透明な中、不安材料は少しでも早く取りのぞき、強い財政基盤をつくらなければなりません。本当に必要な事業は何かということを常に考え、メリハリのある行財政運営で、将来のための力を蓄える大切な時期を、宮田村は迎えています。

宮田村の将来負担比率 (2010年度)

※筆者が各種資料をもとに作図 (千円未満は切り捨て)



将来負担額
(各種事業をやるときに
した借金など、今後、返
済する予定のあるお金)

8,025,265,000 円

充当可能財源など
(貯金や積立金、将来負
担額の支払いに使うよ
うに国が見積もったお
金)

5,041,607,000 円

標準財政規模
(地方税や地方交付税な
どを合算したもので、
その自治体に見合った
予算規模)

2,678,171,000 円

算入公債費など
(各種事業をやるときに
した借金の返済に使う
ように国が見積もった
お金)

359,854,000 円

$$= \frac{2,983,658,000}{2,318,317,000} \times 100 =$$

将来負担比率

(将来負担すべき実質
的な負債の割合が、1
年間に自由に使える
お金のどれくらいあ
るか割合)

128.6%

主な活動と議員報酬

2011年11月から2012年1月までの活動報告は、ウェブサイト宮田人に掲載しています。
<http://www.miyadajin.com/katsudohokoku/>

天野早人 2011年11月議員報酬 (単位:円)

報酬(5%削減額)	182,400
差引額	13,500
共済掛金	廃止
所得税	13,000
各種会費	500
雑費	0
支給額(手取り額)	168,900

天野早人 2011年12月議員報酬 (単位:円)

報酬(5%削減額)	182,400
期末手当(15%削減額)	383,040
差引額	44,140
共済掛金	廃止
所得税	43,640
各種会費	500
雑費	0
支給額(手取り額)	521,300

天野早人 2012年1月議員報酬 (単位:円)

報酬(5%削減額)	182,400
差引額	19,820
共済掛金	廃止
所得税	13,000
各種会費	6,820
雑費	0
支給額(手取り額)	162,580

共済掛金(議員年金)の廃止について

2011年6月1日に、地方議会議員年金制度が廃止されました。これにより、現在の受給額が年額200万円を超える元議員の給付金額が2011年9月1日から引き下げられました。また、制度廃止時に議員在職12年以上の場合は、納付した掛金の80%分を退職時に一括返金してもらうか、従来のような年金として受け取るかを選択できるようになっています。一方、制度廃止時に議員在職12年未満の場合は、退職時に掛金の80%分が一括返金されることになります。

【参考文献】

赤川彰彦、2011年「土地開発公社の実態分析と今後の展開」、東洋経済新報社。浅野詠子、2009年「土地開発公社が自治体を侵食する」、自治体研究社。今井太志、2009年「誰にでもわかる自治体指標の読み方」、ぎょうせい。兼村高文、2008年「財政健全化法と自治体運営」、税務経理協会。兼村高文、2009年「図解自治体財政はわかり」、学陽書房。月刊地方財務編集局(編)、2007年「自治体財政健全化法のしくみ」、ぎょうせい。埼玉県(ウェブサイト)、「あなたのまちを財政指標から見てみると」<http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/428832.pdf>、2012年1月20日アクセス。時事ドットコム、「15年度財政収支、16.8兆円の赤字 消費増税でも目標未達 内閣府試算」、<http://www.jiji.com/jc/zc?k=201201/2012012400155&g=eco>、(2012年1月24日アクセス)。総務省、2011年「平成22年度土地開発公社事業実績調査結果概要」。総務省、2010年「平成21年度土地開発公社事業実績調査結果概要」。総務省、2009年「平成20年度土地開発公社事業実績調査結果概要」。総務省、2008年「市区町村平成19年度土地開発公社事業実績調査結果」。長野県、2004年「長野県出資等外郭団体改革実施プラン」。長野県、2004年「(特)長野県土地開発公社改革実施プラン」。長野県上伊那地方事務所(ウェブサイト)、2011年「将来負担比率の推移(平成22年度数値は速報値)」<http://www.pref.nagano.jp/xthou/kamaina/chiki/shichoson/syorai.htm>、(2011年11月15日アクセス)。住友信託銀行「産業界の動き〜土地保有年数が長期化する土地開発公社」『調査月報』2005年1月号。根本祐二(著)、2011年「朽ちるインフラ 忍び寄るもうひとつの危機」、日本経済新聞出版社。八王子市(ウェブサイト)、2003年「平成15年11月21日(金曜日)市長定例記者会見 八王子市土地開発公社の解散及び土地開発基金の廃止」<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/seisaku/joho/press/press20031121.html>、2011年11月15日アクセス。北海道(ウェブサイト)、2011年「道内市町村における健全化判断比率等(速報値)平成22年度決算」、総合政策部地域政局市町村課市町村財政健全化支援室、<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/scs/kenzenkahandanhiru.pdf>、2012年1月20日アクセス。三浦市、2010年「三浦市土地開発公社解散プラン」。宮田村、2011年「平成22年度決算報告書」。宮田村、2010年「平成21年度決算報告書」。宮田村、2009年「平成20年度決算報告書」。宮田村、2011年「宮田村第5次総合計画」。宮田村、2007年「宮田村財政計画(平成19年度〜平成23年度)」。宮田村土地開発公社、2011年「資産(土地)評価一覧表(2011年8月10日)」。宮田村土地開発公社、1984年度、1989年度、1994年度〜2010年度「宮田村土地開発公社事業報告書並びに決算書」。宮田村土地開発公社、1974年度、1979年度「宮田村土地開発公社事業報告書決算書」。柳至、2011年「地方自治体における組織廃止の過程 関東6県の土地開発公社改革を事例にして」行政管理研究センター(編)『季刊行政管理研究』第134号。余市町(ウェブサイト)、「余市町土地開発公社を解散しました」<http://www.town.yoichi.hokkaido.jp/kurashi/zaisei/kousyakaisan-23.pdf>、(2011年11月15日アクセス)。横浜市(ウェブサイト)、2008年「経営分析報告書 横浜市土地開発公社」。20111130「市開発公社 早期解散へ 駒ヶ根 新事業の展開望めず」『長野日報』1面。20110616、「伊那市土地開発公社解散 期限見据えて検討」『いなまい・ドットコム』。20091214、「市土地開発公社取得の土地金義が伊那市市議会委員会に質問」『いなまい・ドットコム』。蛭子准史、2011年「期待される総合計画の新たな役割 閉じた総合性から開かれた総合性への転換」『政策研究』2011年9月号。ぎょうせい(編)、2010年「月刊ガバナンス(特集 岐路に立つ総合計画)」平成22年4月号(第108号)。斎藤達三、1994年「総合計画の管理と評価 新しい自治体計画の実行性」、勁草書房。自治体学会(編)、2009年「年報自治体学(自治体計画の現在)」。総務省、2011年「地方自治法の一部を改正する法律の概要」。平野優介、2011年「約4割の市区町村が今後の総合計画策定を未定と回答(財)日本生産性本部が実施調査」『月刊ガバナンス』平成23年10月号(第126号)42-43ページ。



編集雑記

学生時代、恩師に教わったことの一つに「書くように話し、話すように書く」という言葉がありました。データや調査に基づいていること、客観的であること、事実を明確に簡潔に伝えることが大切であるという意味があります。

日頃の議員活動においても、みやだのみかたの編集においても、「書くように話し、話すように書く」を念頭に4年間を過ごしてまいりましたが、もっと工夫の余地があったのではないかと自省

する今日この頃です。十分な内容ではないにもかかわらず、皆さまから声をかけていただいたり、手紙や電話を頂戴したりしたことが原動力となって、今回の第7号まで発行することができました。心から感謝を申し上げます。

さて、報道されておりますように、全国的にインフルエンザの患者数が増加しています。宮田村でも気温が低く乾燥した毎日がつづいておりますので、くれぐれもご自愛ください。

●みやだのみかた第7号3ページと8ページに次の間違いがありました。訂正してお詫び申し上げます。

【3 ページ】

みやだのみかた 第7号

特集 土地開発公社の経営健全化

2011年12月 第4回宮田村議会定例会本会議
における天野早人の一般質問から

〈はじめに〉

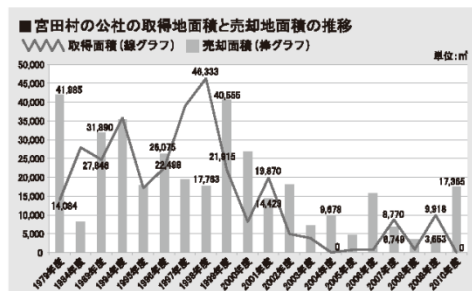
自治体の土地開発公社(以下、公社と記す)は、1,539公社(1999年)から959公社(2010年)に減少しています。最近では、近隣自治体でも公社の解散を検討することが報道されました。国が公社などの抜本的な改革に対し、期限付きで「第三セクター等改革推進債」という制度をつくって支援していることがその理由の一つです。

宮田村では、「公有地の拡大の推進に関する法律(以下、公拡法と記す)」に基づき、1974年に宮田村土地開発公社を設立しています。

1972年に施行された公拡法の目的は、地価高騰で公有地の取得が難しくなる中で、公社が自治体に代わって公有地を先行取得することによりあります。その意味においては、公社の存在意義はすでにないと考えられます。

〈好況下での成果とその後の落ち込み〉

1974年度当時、宮田村の公社の保有地は約26万3千㎡でした。1990年代までの売却面積は、平均で年2万6千㎡ほど、売却金額は平均で年3.1億円ほどになり、工業団地や宅地の造成に大きな役割を果たしています。しかし、1990年代後半からは、売却の面積も金額も右肩下がりの傾向で、2000年代の売却面積は平均で年1万1千㎡ほど、売却金額は平均で年1.7億円ほどまで落ち込んでいます。

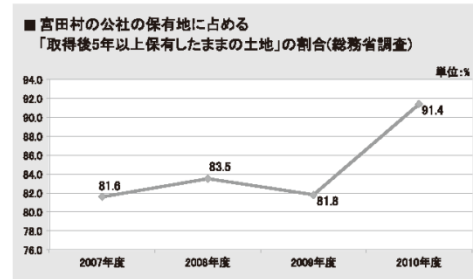


〈減少しない長期保有地の問題〉

2010年度決算では、保有地は27ヶ所で合計面積は4万1,701㎡です。1970年代から1980年代に取得したまま処分できていない土地が7ヶ所で合計1万2,116㎡あり、農地も含まれています。なお、総務省の調査では2009年度末の時点で、宮田

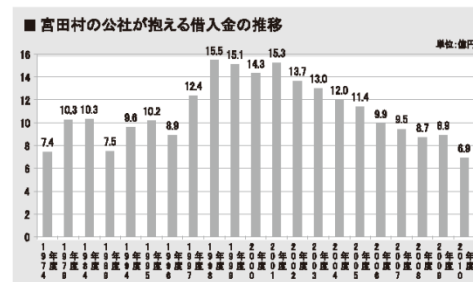
村の公社の土地保有額の81.8%が、5年以上の長期にわたって保有されたままであるとの結果が出ています。

宮田村第5次総合計画には「年次購入計画を立て、計画的な用地の買い戻しを進める」とありますが、具体的な計画はありません。どういう戦略で、いつまでに処分するのか、その道筋を明確にする必要があります。



〈借入金の返済状況〉

公社が抱えている借入金は、2010年度決算時で6億9千万円にのぼります。1990年代後半に大幅に増加し、その後は減少傾向です。しかしながら、買い手が見つからない長期の保有地が多数残っていることから、これから先の削減は容易なことではありません。今後、土地の時価が簿価を下回る状況が続けば、借入金の返済は一層厳しくなる可能性もあります。



〈民間主導型の宅地開発を探索する必要性〉

最近、東保育所に造成した宅地などは、近年、新たに購入した土地であり、長期保有地の減少にはつながっていません。

全国には、民間業者の宅地造成事業に対して交付金を助成する制度をつくっている自治体もあります。もちろん、村は土地利用計画に沿う形で、

県

●みやだのみかた第7号3ページと8ページに次の間違いがありました。訂正してお詫び申し上げます。

【8 ページ】

みやだのみかた 第7号

数字で見る宮田村 将来負担比率

〈はじめに〉

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率が公表されることになりました。同法の施行は2008年で、毎年、前年度の決算数値を使って計算されます。

①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、という四つの指標で財政の健全度を見ることができますが、今回取り上げるのは「将来負担比率」です。

将来負担比率とは、村のすべての会計に加え、参加している一部事務組合や広域連合、さらには第三セクターまで広く網羅して計算するもので、村が将来負担すべき実質的な負債の割合が、1年間に自由に使えるお金のどれくらいの割合あるのかを表わしています。

〈将来負担比率の目安〉

市町村の場合、将来負担比率については350%以上になると「早期健全化団体」に指定され、~~財政健全化に取り組むこととなります。それ以上に悪化すると「財政再生団体」に指定され、~~国の管理下で行政運営をしなければならなくなります。ちなみに、全国的に話題になった北海道夕張市の将来負担比率は、2010年度決算で922.5%です。

〈近年の漸減傾向と今後の可能性〉

宮田村の将来負担比率は、2010年度決算で128.6%でした。経年的に見ると漸減傾向にあり、2007年度と2010年度を比較すると50.3%ほど削減できたこととなります。しかしながら、上伊那地方の中で比較すると、3番目に高い数値です。また、これから先、東保育園の増改築事業などによって上昇局面に転じる可能性が高くなっています。

宮田村の将来負担比率の推移



上伊那地方市町村の将来負担比率

市町村名	2007年度(A)	2010年度(B)	増減(B-A)
伊那市	114.2%	125.8%	11.6%
駒ヶ根市	193.5%	167.7%	-25.8%
宮田村	178.9%	128.6%	-50.3%
箕輪町	122.0%	88.7%	-33.3%
飯島町	105.7%	73.9%	-31.8%
辰野町	102.9%	49.7%	-53.2%
南箕輪村	52.2%	18.8%	-33.4%
中川村	67.6%	11.3%	-56.3%
平均	117.1%	83.1%	-34.1%

〈将来負担比率の分解図〉

宮田村の将来負担比率の計算式を分解すると、右図のようになります。なお、すべて書ききれない項目は、「例」として金額が大きなものを中心に紹介しています。

たとえば、将来負担額の地方債の現在高は約39億6千万円で、特に、下水道事業会計への繰入金、道路改良や村民会館、村営住宅や西保育園の建設など、過去の大規模投資に関する借金が目立ちます。

その他に、設立した法人の借金などの負担見込額を見ると約4億3千万円で、宮田村土地開発公社、宮田観光開発株式会社、ケーブルテレビに関するものがあります。単純計算すると、この3社の借金がなくなるだけで、将来負担比率を18.6%ほど下げることができます。

もちろん、大規模な新規事業に取り組めば、健全化判断比率を悪化させることになります。また、将来世代に回す借金の負担を少しでも減らすため、一定期間、健全化判断比率が悪化することもあります。たとえば、宮田観光開発株式会社の借入金の返済処理にともない、一時的に数値が悪化することが考えられています。

〈おわりに〉

国の財政状況の先行きが不透明な中、不安材料は少しでも早く取りのぞき、強い財政基盤をつくらなければなりません。本当に必要な事業は何かということを常に考え、メリハリのある行政運営で、将来のための力を蓄える大切な時期を、宮田村は迎えています。